

別表十四（六）付表三の記載の仕方

1 関連法人支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産に関する明細書

- (1) この明細書は、法人が令第123条の8第12項第3号ロ《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》（同条第15項、第17項及び第18項において準用する場合を含みます。以下同じ。）若しくは平成29年改正前の令（以下「平成29年旧令」といいます。）第123条の8第12項第3号ロ《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》（同条第15項、第17項及び第18項において準用する場合を含みます。以下同じ。）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額》（令第123条の8第12項第3号ロ又は平成29年旧令第123条の8第12項第3号ロの規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- (2) 平成29年4月1日前に最後に法第62条の7第1項《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》の支配関係があることとなった同項に規定する支配関係法人との間で行われた同項に規定する特定適格組織再編成等については、「関連法人支配関係事業年度開始日」とあるのは、「関連法人支配関係開始日」として記載します。

2 時価純資産価額及び簿価純資産価額等に関する明細書

この明細書は、法人が令第123条の9《特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の3第1項（令第123条の9の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に、令第123条の9第4項第1号に規定する時価純資産価額及び簿価純資産価額の算定の対象となる同号に規定する関連法人ごとに記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。